



島根県報

令和6年5月17日（金）

第 5 1 5 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県農林水産業協同組合等検査規則の一部を改正する規則 (農林水産総務課) 2

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業廃止の届出 (高齢者福祉課) 5

平成20年度雪害対策資金利子補給金交付要綱の廃止 (農業経営課) 5

土地改良区の役員の就任の届出 (農村整備課) 5

県営土地改良事業計画の変更（4件） (") 5

保安林予定森林（3件） (森林整備課) 7

保安林の指定 (") 8

知事管理漁獲可能量の変更 (水産課) 9

漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生 (") 9

【公 告】

公共測量の実施（2件） (技術管理課) 9

土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市計画課) 10

【特定調達公告】

運転免許証等作成用消耗品の購入に係る随意契約の相手方等 (警察本部) 10

【正 誤】

令和6年3月29日付け島根県報号外第39号中 (市町村課) 11

令和6年3月29日付け島根県報号外第35号中 (企業局施設課) 11

令和6年3月29日付け島根県報号外第37号中 (人事委員会) 12

公布された条例等のあらまし

◇島根県農林水産業協同組合等検査規則の一部を改正する規則（規則第33号）

1 規則の概要

- (1) 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律及び預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行令の規定により、知事が農林水産業協同組合等に対して行う検査について定めることとした。（第1条・様式第2号関係）
- (2) その他様式の整備（様式第2号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県農林水産業協同組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月17日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第33号

島根県農林水産業協同組合等検査規則の一部を改正する規則

島根県農林水産業協同組合等検査規則（平成18年島根県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律」を「、犯罪による収益の移転防止に関する法律」に改め、「第38条第2項の規定により適用される場合を含む。」の次に「並びに預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和3年法律第39号）第21条第1項（預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行令（令和6年政令第20号）第4条第4項の規定による場合を含む。）」を加える。
様式第2号を次のように改める。

様式第2号 (第3条関係)

(表面)

第 号

農林水産業協同組合等検査員証

所 属 島根県

職 名

氏 名

上記の者は、

農業協同組合法第94条第1項から第5項まで並びに農業協同組合法施行令第63条第2項の規定により適用される同法第94条第1項から第3項まで及び第5項

水産業協同組合法第123条第1項から第5項まで並びに水産業協同組合法施行令第30条第2項の規定により適用される同法第123条第1項から第3項まで及び第5項

土地改良法第132条第1項及び第133条第1項並びに同法第84条において準用する同法第132条第1項及び第133条第1項並びに土地改良法施行令第79条第2項の規定により適用される同法第132条第2項

農水産業協同組合貯金保険法第117条第1項及び第2項

森林組合法第111条第1項から第5項まで及び森林組合法施行令第22条第2項の規定により適用される同法第111条第1項から第5項まで

個人情報の保護に関する法律施行令第40条第4項の規定により適用される個人情報の保護に関する法律第146条第1項

犯罪による収益の移転防止に関する法律第16条第1項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第38条第2項の規定により適用される同法第16条第1項

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第21条第1項（預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行令第4条第4項の規定による場合を含む。）

の規定による検査の職務に従事する者であることを証明する。

年 月 日交付

島根県知事



注 不要な文字は、抹消すること。

(裏面)

注 意

- 1 本証は、農林水産業協同組合等の検査に際し必ず携帯すること。
- 2 本証は、検査を受ける農林水産業協同組合等の関係人から請求があったとき提示すること。
- 3 本証を紛失したときは、直ちに知事に届け出ること。
- 4 検査員がその職を退いたときは、直ちに本証を返還すること。

注 大きさは、縦9センチメートル、横9センチメートルとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第345号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により告示する。

令和6年5月17日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
有限会社司	訪問介護	訪問介護ココステー ション	出雲市斐川町莊原3169番 地28	令和6年4月1日

島根県告示第346号

平成20年度雪害対策資金利子補給金交付要綱（平成21年島根県告示第113号）は廃止し、令和6年5月17日から施行する。

令和6年5月17日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第347号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和6年5月17日

島根県知事 丸 山 達 也

松江市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

磯部美津子 松江市灘町1-35トウケンレジデンス402

2 就任年月日

令和6年4月11日

島根県告示第348号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和6年5月17日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
井頭2号地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	松江市役所

島根県告示第349号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和6年5月17日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
寺領地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	松江市役所

島根県告示第350号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和6年5月17日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
大郷地区農道事業（県営農村地域防災減災事業（農村防災施設整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	安来市役所

島根県告示第351号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和6年5月17日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
真奥地区用排水施設事業（県営農村地域防	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	海士町役場

災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）			
-------------------------	--	--	--

島根県告示第352号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年5月17日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
出雲市所原町字廻ノ寺5236
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第353号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年5月17日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
益田市美都町都茂551から553まで、555、556-1、556-2、557、593-1、593-2、594、595、599、600、603、666から670まで、674、3594、3595、3596-1、3600-1、3603-1、3603-2、3604-1、3604-2、3605から3614まで、3612-1、3616、3617、3618-1、3619から3621まで、3620-1、3623、3640、3642、3681、3682-1、3682-2、3683-1、3683-2、3684-1、3684-2
- 2 指定の目的
水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第354号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年5月17日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

江津市桜江町市山63、70、70-1、72-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

桜江町市山63・70-1・72-1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第355号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年5月17日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

松江市東出雲町下意東字古屋谷2901-1、字高尾谷2902-1から2902-3まで、2902-5から2902-8まで、字御崎谷2903-1、2903-3、2903-4、2903-6、字キトクワ2910-1から2910-3まで、字雉子谷2911-1から2911-3まで、2911-5

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第356号

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和6年5月17日

島根県知事 丸 山 達 也

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量

令和5年6月30日 公表

令和5年11月17日 変更

令和5年12月14日 変更

令和6年2月8日 変更

令和6年5月7日 変更

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和5管理年度（令和5年7月1日から令和6年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

1 島根県に配分された漁獲可能量

24,400トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県まさば及びごまさば中型まき網漁業	23,500トン
島根県まさば及びごまさばその他の漁業	現行水準

島根県告示第357号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和6年5月17日

島根県知事 丸 山 達 也

美保関町加入区（漁業協同組合JFしまね）

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年5月17日

島根県知事 丸 山 達 也

-
- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
 - 2 作業期間
令和6年4月30日から同年12月20日まで
 - 3 作業地域
出雲市野郷町地内
-

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年5月17日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量、地形測量、路線測量、用地測量）
 - 2 作業期間
令和6年4月30日から同年8月9日まで
 - 3 作業地域
安来市月坂町地内
-

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

令和6年5月17日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 土地区画整理組合の名称
江津市蛭子北土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成30年12月28日から令和7年3月31日まで
- 3 施行地区
江津市嘉久志町の一部
- 4 事務所の所在地
江津市嘉久志町イ1436番地
- 5 設立認可の年月日
平成30年12月28日
- 6 変更認可の年月日
令和6年5月17日

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島

根県規則第83号) 第9条の規定により公告する。

令和6年5月17日

島根県警察本部長 中 井 淳 一

1 件名及び数量

運転免許証等作成用消耗品

- (1) IC運転免許証基体カード 130箱
- (2) 運転経歴証明書基体カード 3箱
- (3) インクリボン 60箱

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

令和6年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社DNPアイディーシステム 代表取締役 尾崎 信太郎 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号

5 随意契約に係る契約金額

- (1) IC運転免許証基体カード 493,200円 (単価契約、消費税及び地方消費税の額を含まない。)
- (2) 運転経歴証明書基体カード 150,600円 (単価契約、消費税及び地方消費税の額を含まない。)
- (3) インクリボン 140,000円 (単価契約、消費税及び地方消費税の額を含まない。)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

正 誤

令和6年3月29日付け島根県報号外第39号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
3	上から16	第30条の44の6第1項	第30条の44の6第2項
	下から17	「本人確認情報不存在確認書」を「本人確認情報等不存在確認書」	「本人確認情報不存在通知書」を「本人確認情報等不存在通知書」

令和6年3月29日付け島根県報号外第35号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
7	上から1	島根県企業局管理規程第7号	島根県公営企業管理規程第7号
	上から16	配線設備	配電設備

令和6年3月29日付け島根県報号外第37号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
3	上から13	危機管理・中核支援市支援スタッフ	危機管理・中核市支援スタッフ